



2024年12月27日

各位

会社名 株式会社エルアイイーエイチ
(コード番号：5856、東証スタンダード)
代表者名 代表取締役社長 下岡 寛
問合せ先 経理部長 山口 和也
(TEL. 03-6458-6913)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の役員に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることや株主に対する責任を株価の向上とすることを目的として、当社及び子会社の役員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権の付与によって、当社及び子会社の役員と株主の利益を一体化し、中長期的な企業価値向上を目指す責任感と意識を高め、本新株予約権の付与により、当社及び当社子会社の役員が当社に対する業績向上に対するコミットメントが強化され、企業全体としてより高いパフォーマンスを追求する体制を構築するものであります。

本新株予約権の特徴としては、本新株予約権の行使期間中に業績が低迷し、当社普通株式の終値が行使価額の50%を下回った場合に、残存するすべての本新株予約権の行使を義務付ける強制行使条項が設定されております。行使義務の発動水準を行使価額の50%に設定した理由は、当社及び子会社の役員に株価水準へのプレッシャーを意識させ、また、当社では近年の業績が低迷下しているために、当社及び子会社の役員に当社の業績拡大及び企業価値向上に対するコミットメントをさせるために、株価が下落した場合における強制行使条件として必要であると判断したためです。これにより、当社及び子会社の役員が株価下落に対して一定の責任を負い、当社の企業価値・株主価値の向上を目指しこれまで以上に邁進するための動機付けとする形としており

ます。しかしながら、当社及び子会社の役員が株価変動リスクを負うと当社の内部統制とガバナンスが犠牲になる恐れがあります。当社としては、運用基準の透明性が確保されており、行使後に取得した株式を5年間保有することが推奨されていることによって、当社及び子会社の役員の業績向上への寄与が求められることから問題ないと判断しておりますが、株価変動リスクを負う制度について、内部統制およびガバナンスの観点から問題がないかどうかをガバナンス委員会に諮問し、問題ない旨の意見を得ております。

なお、本新株予約権の行使価額は32円に設定しておりますので、「行使価額の50%」は16円に相当し、当該水準を下回った場合に強制行使の対象となります。これにより、付与対象者である当社及び当社子会社の役員が当社株価下落に対する一定の責任を負うことで、株価変動リスクを既存株主の皆様と共有するスキームとなっております。

また、当社及び子会社の役員が本新株予約権を行使して取得した当社株式については、売却は可能ですが、売却を行う際には事前に当社に報告することが求められます。また、株式の保有期間は本新株予約権の行使後から5年間を保有推奨期間とすることを当社及び子会社の役員に対して事前に説明を行っております。

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式数は7,000,000株となり、発行済株式総数の6.87%に相当し既存株主の保有株式が一定程度希薄化することとなります。

しかしながら、全社員一丸となって当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すためには、当社及び子会社の役員が本新株予約権を通じて企業価値向上の責任をより強く認識し、そのリーダーシップの下で、全社員がガバナンスおよびコンプライアンスを意識した経営に向けた取り組みを推進することを当社は期待していることから、2024年12月20日時点の発行済株式総数6.87%は必要と考えており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

本新株予約権の発行規模が発行済株式総数の6.87%に設定した理由は、当社及び子会社の役員が企業価値向上のためにリスクを共有し、経営責任を強く意識するインセンティブを持つことが可能な水準であると同時に、希薄化による株主価値への影響を最小限に抑える規模であると判断したこと、及び、本新株予約権の付与基準や行使条件を厳格に設定することで、経営陣が短期的な利益追求に偏らず、中長期的な企業価値の向上を目指した行動を取れる規模である必要があったためです。

また、当社は、2024年12月20日開催の臨時株主総会において、前代表取締役福村康廣氏（以下、「福村氏」といいます。）の解任を決議し、同日付で株式会社エルアイイーエイチから解任しております。決議の結果につきましては、2024年12月20日付け「臨時株主総会の決議結果に関するお知らせ」をご参照ください。

福村氏の一連の問題行為の真因は、福村氏のコンプライアンス意識の欠如や経営者としての人格の異常性にあると認定されてはいるものの、当社としては今回の事態を重く受け止めております。そのため、本新株予約権の発行に関しましては、前述の株価変動リスクの影響に加えて、ガバナンス委員会に諮問して当社の意思決定に関する透明性、公正性の担保並びに企業統治の観点から懸念があるかどうかの意見も求めておりますが、その結果、当社の意思決定は適正に行われているとの意見を得ております。当社がガバナンス委員会に行った諮問及び答申結果につきましては、下記「Ⅱ. ガバナンス委員会に対する諮問」をご参照ください。

II. ガバナンス委員会に対する諮問

当社は、有償ストックオプションとして発行する本新株予約権について、下記のとおり、ガバナンス委員会に諮問して答申を得ております。

1. 諮問を行った理由

ガバナンス委員会に対して、当社の意思決定に関する透明性、及び、内部統制並びに企業統治の観点から懸念があるかどうか専門的な知見を有する委員会の答申を得る必要があると判断したためであります。

2. 事実関係に対して当社がガバナンスの観点から問題がないと判断した理由

当社は、ガバナンスの観点から有償ストックオプションの発行に問題がないと判断した理由について、ガバナンス委員会に諮問した概要は以下のとおりです。

(ア) 有償ストックオプションの発行目的及び意義について、本新株予約権は経営陣および重要な人材にインセンティブを提供し、中長期的な企業価値の向上に寄与するものと判断しております。

(イ) 発行条件の適切性について、本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関である株式会社渋谷国際会計事務所による市場慣行に基づいた評価により決定され、発行価額は公正価値と一致しています。このため、有利発行には該当せず、権利行使価格も発行決議前日の終値を採用し、市場慣行に照らして妥当であり、法令に準拠した適正な条件であると判断しております。

(ウ) 有償ストックオプションの強制行使条項が内部統制及びガバナンスに与える影響について、株価変動リスクを伴う制度においては、運用基準の透明性が確保されており、行使後に取得した株式を5年間保有することが推奨されていることから内部統制およびガバナンスの観点から問題はないと判断しております。

(エ) 対象者の選定基準及び公正性について、対象者の選定基準は、透明性と公平性が確保され、適切に実施されています。対象者は、当社事業および内部管理の中核を担う執行役員以上であり、当社でリーダーシップを発揮してほしい人物であります。また、役員就任時のリスクを考慮し、オプションの付与によりモチベーション向上が期待されます。さらに、割当数量も同一としていることから、公正かつ公平であり明確であると認識しております。また、福村氏による脅迫等のリスクがある中で役員に就任していただいていることから、オプションを付与することによりモチベーションを高めてもらうことは、適切であると考えられます。

(オ) 企業価値向上への貢献可能性について、本件事案は株主利益と一致し、企業価値向上に

貢献すると判断しております。

3. 答申結果

ガバナンス委員会より、当社が行った「2. 事実関係に対して当社がガバナンスの観点から問題がないと判断している理由」に関する諮問の答申結果として、有償ストックオプションの発行については結論としてガバナンス上の問題はないとの回答を電子メールにて受信しております。

なお、各諮問事項に対する結論は以下のとおりです

- ①本ストックオプションがガバナンス及びコンプライアンス意識向上に寄与する。
- ②設計内容が公正・透明である。
- ③企業価値の向上に資する。

4. 答申日

2024年12月25日

Ⅲ. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社エルアイイーエイチ第1回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）

2. 新株予約権の数

70,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式7,000,000株とし、下記4.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに払い込まれる金銭の額は、新株予約権1個当たり48円とする。なお、当該金額は、当社及び割当予定先から独立した第三者評価機関である株式会社渋谷国際会計事務所（東京都渋谷区）が、当社の株価情報等を考慮し、将来の業績の確率分布を基に標準正規乱数を繰り返し発生させることにより、業績による行使条件の達成確率が評価額に与える影響を加味した上で、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した評価額（株価32円、権利行使価格32円、ボラティリティ23.96%、権利行使期間（2025年1月22日～2027年1月21日）、リスクフリーレート0.556%、配当率0%、市場リスクプレミアム9.0%、対指数 β 0.657、クレジット・コスト22.86%等）を参考に、当該評価額と同額に決定したものである。上記払込金額について、当社取締役監査等委員3名全員から、上記第三者機関による算定結果に照らし、新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利な発行価額には該当せず、適法である旨の意見を得ている。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日で

ある 2024 年 12 月 26 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の普通取引終値である金 32 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、

合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025年1月22日から2027年1月21日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社及び子会社の役員の地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、割当日から新株予約権の行使期間中に当社株価の終値が行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。
- ③ 新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- ④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の割当日

2025年1月22日

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無

償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.(6)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4.(1)に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(3)に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4.(4)に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記4.(6)に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年1月22日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

株式会社エルアイイーエイチ

代表取締役社長 下岡 寛 10,000 個

執行役員 田中 雅朗 10,000 個

執行役員 山下 洋平 10,000 個

老松酒造株式会社

代表取締役 山口 和也 10,000 個

取締役 森下 浩二 10,000 個

株式会社フェニックス・エンターテイメント・ツアーズ

代表取締役 目黒 光紀 10,000 個

MAG パートナーズ株式会社

代表取締役 山口 豊彦 10,000 個

以上